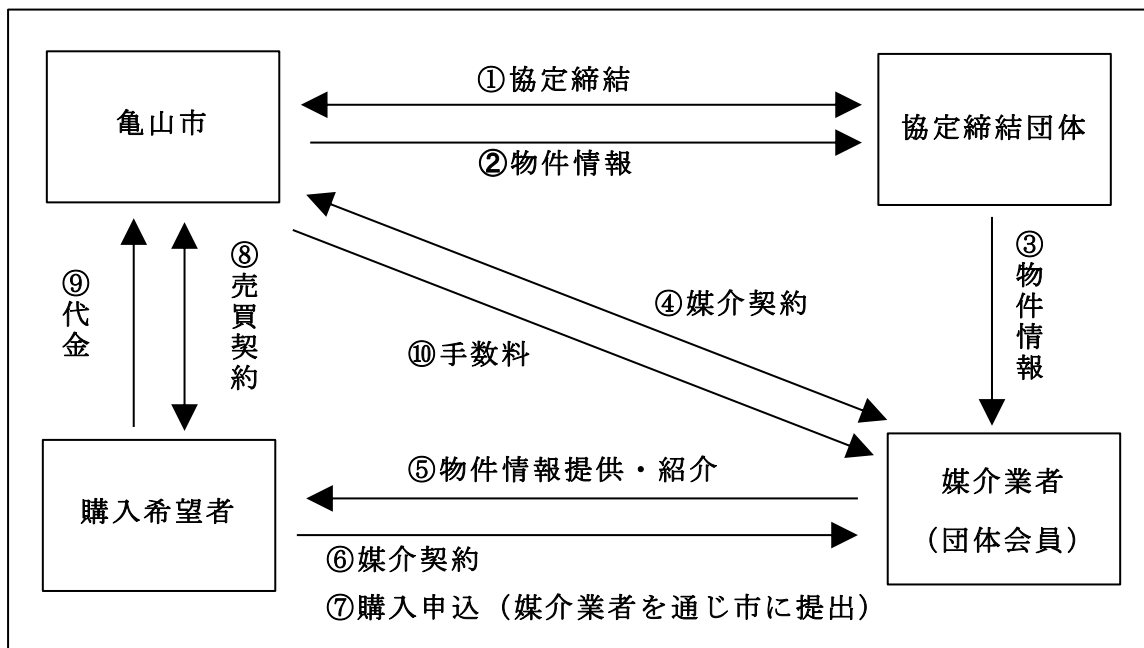


市有財産売却に関する媒介制度

1 制度概要

亀山市が協定を締結した宅建業団体に市有財産売却の媒介を依頼し、協定締結団体に所属する宅建業者による媒介で売買契約が成立した場合に、媒介業者が所定の報酬（手数料）を支払う制度

【媒介制度の流れ】



2 協定締結団体

公益社団法人三重県宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会三重県本部

3 媒介制度対象物件

入札の不落等により、先着順で売却をすることとなった市有財産のうち、市から協定締結団体へ媒介の依頼をしたものを対象とします。

※市も並行して先着順で購入者を募集します。

4 媒介業務の内容

購入希望者の紹介、物件の説明、現地立会いなど

※物件資料は市が作成し、必要に応じて市からも購入希望者に対し物件の説明を行います。

5 媒介報酬

- (1) 媒介報酬は、売買代金が全額納付され、所有権移転登記が終了した後に、媒介業者の請求により支払います。
- (2) 媒介報酬の額は、1物件ごとの売買代金の額を下表に掲げる額により区分したそれぞれの額に、同表の各区分に定める割合を乗じて得た額の合計額とします。ただし、売買代金が800万円以下の場合、媒介報酬は一律3.3万円とします。

※宅建業法における仲介手数料の上限額を設定

区 分	割合（課税事業者の場合）
200万円以下の金額	100分の5.5
200万円を超え、400万円以下の金額	100分の4.4
400万円を超える金額	100分の3.3

(例) 売却価格が20,000,000円の場合

$$2,000,000 \text{ 円} \times 5.5\% = 110,000 \text{ 円}$$

$$2,000,000 \text{ 円} \times 4.4\% = 88,000 \text{ 円}$$

$$16,000,000 \text{ 円} \times 3.3\% = 528,000 \text{ 円}$$

$$\text{計 } 726,000 \text{ 円}$$

媒介報酬の額 726,000円

6 媒介制度の対象外

購入希望者が協定締結団体に所属する会員である場合は、媒介制度の対象になりません。